

信託兼営銀行の営業譲渡及び合併に関する 一考察

田中和明

目次

- I. はじめに
- II. 営業譲渡
 1. 信託の受託者更迭と受益者の保護
 2. 譲渡会社の債権者保護
 3. 譲受会社の債権者保護
- III. 合併
 1. 消滅会社の信託の承継と受益者の保護
 2. 消滅会社の債権者保護
 3. 存続会社の債権者保護
- IV. 信託の併合
 1. 営業譲渡及び合併による信託の併合
 2. 類型別による併合手続
 3. 信託の併合に際しての受益権の割当
 4. 予定配当率を採用している信託の併合
- V. 提言
 1. 立法的解決の必要性
 2. 信託業務の営業譲渡手続
 3. 合併における信託の受益者の保護手続
 4. 信託契約変更の手続
- VI. おわりに

I. はじめに

1. 受託者の更迭と営業譲渡

信託兼営銀行が信託業務を他の信託兼営銀行に譲渡する場合には、商法上の営業譲渡にあたり、同時に信託法上の受託者の更迭となる。

営業譲渡は、最高裁判所の判決⁽¹⁾の中で「商法第245条第1項第1号にいう『営業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ譲渡』とは、一定の営業目的のため組織化され、有機的の一体として機能する財産の全部または重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社⁽¹⁾がその財産によって営んでいた営業的活動の全部または重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社⁽¹⁾がその譲渡の限度に応じ法律上当然に競業避止義務を負う結果を伴うもの」であるといわれており、一方、受託者の更迭は、受託者の任務終了とそれに伴う新受託者の選任、つまり、受託者の交替であるといわれている⁽²⁾。

信託業務の営業譲渡と受託者の更迭は、範囲は若干違うものの、表・裏の関係にあり、営業譲渡は、譲渡人と譲受人を中心にとらえた信託財産の移転であり、受託者の更迭は、信託財産を中心にとらえた信託財産の名義担当者⁽³⁾と管理権者の交替であるともいえる。

2. 受託者の更迭と合併

合併とは、「二個以上の会社の間⁽⁴⁾の契約により、その当事会社の一部または全部が解散・消滅して、その財産が存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）に包括的に承継され、その社員（株主）が存続会社または新設会社の社員（株主）になるという効果が生じるものである。」といわれている。信託法42条では、法人の解散が受託者の任務の終了事由に挙げられているため、合併における消滅会社を受託者とする信託については、信託法上は、消滅会社から存続会社または新設会社への受託者更迭の手続がとられなければならない。

ただし、合併の当事者が信託兼営銀行の場合には、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）7条1項により、存続会社が消滅会社の信託に関する権利義務を承継することが定められ

ているため、固有財産の移転と同様に包括的に承継されることとなっている。

3. 信託兼営銀行の営業譲渡及び合併手続に係る関係法令

信託兼営銀行の営業譲渡及び合併の手続に係る関係法令を概観すると、営業譲渡と合併に関する規定は商法に定められており、信託兼営銀行は、株式会社であるため当然にその適用を受け、また、「銀行」として銀行法の、さらに兼営している「信託業務」については信託業法を含む兼営法の、各適用を受ける。つまり、商法を一般法とした場合に、信託法がその特別法として位置づけられ⁽⁵⁾、その信託法の特別法として兼営法が位置づけられており、また、一方で銀行法が商法を一般法とした場合の特別法として位置づけられている。

次に、銀行法と兼営法の関係については、兼営法は、その立法時においては銀行法の特別法として制定されたと考えられるが⁽⁶⁾、平成4年の改正の際に、兼営法に監督規定等が加えられ、組織としての「銀行」と「銀行業務」については銀行法が、「信託業務」については兼営法が、それぞれ並列で適用されるようになったものと考えられる⁽⁷⁾。

しかしながら、その改正の際に、合併と営業譲渡については、特段の整備がなされなかったため、合併と営業譲渡に関して兼営法に規定されていない事項については、依然、銀行法の適用を受けるものと考えざるを得ないであろう。

4. 本考察にあたっての前提

本考察にあたり、検討すべき問題点を網羅し、かつ、整理を簡単にするために、営業譲渡については、健全な信託兼営銀行が受託している信託業務及び銀行業務の一部と固有財産の一部を他の健全な信託兼営銀行に対して行うこと、また、合併については、健全な信託兼営銀行同士が吸収合併という形態で行うこと、を前提に進めることにする。

(1) 最高裁昭和40年9月22日判決（民集19巻6号1600頁）参照。なお、「営業

- 譲渡」には、営業活動の承継を含まないとの少数意見がある。
- (2) 「信託業務の営業譲渡」は、信託事務を行うための従業員や機械装置、さらには得意先関係等も含んでおり、厳密に信託勘定に属する財産だけを取り出して譲渡することは不可能である。したがって、信託業務の営業譲渡は、受託者の更迭よりは広い概念であると考えられる。
 - (3) 四宮和夫『信託法 [新版]』261頁では、「受託者の更迭は信託関係の存続を前提とした上での名義担当者・管理権者の交替にすぎない。」と述べられている。
 - (4) 前田庸『会社法入門 [第5版]』622頁参照。
 - (5) 四宮・前掲書3頁参照。
 - (6) 麻島昭一『日本信託業立法史の研究—日本金融立法史の一環として—』299頁参照。
 - (7) 仲浩史「金融制度改革と信託兼営法について」信託175号10頁以下参照。

II. 営業譲渡

1. 信託の受託者更迭と受益者の保護

(1) 一般の受託者更迭手続

信託兼営銀行による営業譲渡については、銀行法35条1項乃至3項により、営業譲渡の決議の日から二週間以内に、当該決議の要旨及び当該営業の一部の譲渡に異議のある債権者は1ヶ月以上の期間を定めて当該期間内に異議を述べるべき旨を公告することができ、かつ、預金者等その他政令で定める債権者（保護預かりの契約者）を除く知れている債権者には、各別に催告しなければならないこと、さらに、当該債権者が異議を述べなかつたときは、営業譲渡を承認したものとみなし、債権者が異議を述べた場合には、弁済するか、または、相当の担保を提供するか、あるいは、当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託しなければならないが、当該債権者を害するおそれがないときは当該措置は不要であること、が規定されている。

しかしながら、同条の債権者に信託契約の委託者を含むか否か明瞭でないこと、また、受託者の更迭手続に替えて同条の手続を適用することには疑義があること、さらには、信託の受託者更迭手続をとるために

は、後述するように、「受益者及び委託者の承諾」、または、「信託契約の別段の定め」が必要であるが、いずれにしても、実質的に受益者及び委託者の承諾がとられていることから、同条は適用されないと考えられる。⁽⁸⁾

信託法上、信託の受託者の更迭には、受託者の辞任、新受託者の選任、信託事務の引継の3つの手続が必要である。

まず、辞任については、信託法43条で「信託行為の別段の定め」または「受益者及び委託者の承諾」が必要である旨が規定されているが、実務上、辞任を想定した信託契約は、受託者の変更がシェア変更の延長として慣行化している年金信託を除きほとんどない。したがって、信託契約を変更するか、あるいは、受益者及び委託者の承諾を得る必要がある。

次に、新受託者の選任については、信託法49条1項及び3項で、「利害関係人による裁判所への選任請求」あるいは「信託行為の別段の定め」が必要とされているが、辞任の場合と同様、年金信託以外は信託契約に新受託者の選任について規定したものはほとんどなく、受託者のとりうる手段としては、信託契約に新受託者の選任方法を記載し、その内容を「信託行為の別段の定め」として選任することになると思われる。

なお、信託法に明文化されてはいないが、受益者及び委託者全員の承諾があれば、選任は可能であると考えられる。

次に、信託事務の引継については、信託法55条で「受益者又は信託管理人」の立会いと計算の承認が必要とされている。現在、信託兼営銀行が受託している信託の受益者の数は、数十万人に及ぶものもあり、営業譲渡の対象となる信託の種類によっては、受益者全員の立会いは、事実上不可能である。

(2) 受益者または委託者より受託者更迭に反対があった場合等の対応
受託者の更迭について、信託契約の変更ができなかった場合、または、受益者及び委託者の承諾がとれなかった場合は、どのようになるのであろうか。過去の信託業務の営業譲渡のケース⁽⁹⁾を見てみると次のとおりで

ある。

まず、①金銭信託については、旧受託者が固有勘定の仮受金で預かり、期限未到来のものは、新受託者が合同運用指定金銭信託で、期限到来のものは普通預金で運用し、また、②有価証券信託については、旧受託者が保護預かりとしたうえで、新受託者に保護預けしていた。これらについては、旧受託者が信託兼営の認可を返上することを前提としたケースであり、旧受託者は、営業譲渡後に信託業務が行えなかったため、営業譲渡できなかつた信託を当該信託に類似した銀行業務に替えて継続せざるをえなかつたのではないかと考えられる。本考察では、譲渡人が信託業務の一部を継続して営業することを前提としている。それでは、その場合はどうなるのであろうか。

基本的には、商法25条の営業譲渡人の競業避止に関し、たとえば、土地信託業務のうち、受託者の更迭について、受益者の承諾が得られないものについては、信託の終了時までは当該信託のみ受託を続けることを認める等、当事者が別段の意思を表示して、旧受託者が当該信託の受託を継続することになると考えられる。しかしながら、状況によっては、次の対応をとることも考えられる。

すなわち、受益者及び委託者の承諾には、辞任の承諾と新受託者の選任の承諾の2つがあるが、新受託者の選任の承諾だけが得られない場合は、信託法49条により、受託者が利害関係人として、または、他の利害関係人が、裁判所に新受託者の選任許可の請求を行い、裁判所が選任した新受託者に信託事務を承継することが考えられる。

次に、辞任の承諾が得られなかつた場合及び辞任について信託契約が変更できなかつた場合においては、まず、信託法46条により辞任について「已ムコトヲ得サル事由」に相当するとして、旧受託者が裁判所に辞任の許可を受けた後、新受託者の選任手続をとることが考えられる。

ただし、営業譲渡のために辞任することが、「已ムコトヲ得サル事由」に相当するかどうかは、営業譲渡を行う背景・理由及び辞任の承諾の拒否や信託契約の変更ができなかつた状況等により検討されることになると思われる。

(3) 集団性のある信託の受託者更迭

受託者の更迭にあたり、集団性のある信託については、実務上、個々の信託契約を変更したり、個別に受益者及び委託者の承諾をとることは極めて困難である。これらの問題に対応するため、過去の実務においては、定型的約款を使用している信託について、大蔵省銀行局長から法務省民事局長に照会して回答⁽¹⁰⁾を受けたうえで、次のような対応を行ったケースがある。

その方法は、当時の銀行法等特例法2条（現在では、兼営法5条ノ3の定型的約款の変更手続がこれにあたる。）と貸付信託法5条、6条の定型的約款の変更の規定を利用し、監督官庁の認可と公告という手段で信託契約に受託者の辞任と新受託者の選任の規定を入れて、信託法43条と49条3項の別段の定めとし、受託者の更迭を行ったものである。

具体的には、合同運用指定金銭信託の場合を例にとると、信託約款に「①受託者は、受益者及び委託者の承諾なくして受託者の任務を辞することがある。この場合には、旧受託者が新受託者を選任する。②前項の規定により受託者が辞任する場合には、その旨及び新受託者を公告する。」旨を記載し、監督官庁の認可を受けたうえで、これらの事項と「約款変更⁽¹¹⁾に異議のある受益者または委託者は一定期日までに受託者へ申し出ること。一定の期間内に異議の申し出がなかった場合には、約款を承諾したものとみなすこと。」を併せて公告し、後日、受託者が辞任することと新受託者名を、事務引継ぎの方法と併せて公告を行っている。

なお、当時、一定の期間内に受益者または委託者から異議が述べられた場合は、当該信託契約について約款は変更されないこととされていた。したがって、旧受託者は、信託の継続またはこれに替わる対応をせざるを得なかったが、平成9年に合同運用指定金銭信託等の定型的約款が変更された際に、受益者または委託者が異議を述べた場合には信託契約を解除することができる旨が約款に追加されたため、現在においては、実際に異議が述べられた場合には信託が解除され、旧受託者が信託を継続することはないと考えられる。

(4) 共同受託の場合の受託者更迭

共同受託の場合は、信託法50条2項で、信託財産は当然に他の受託者へ帰属することが規定されているため、営業譲渡の場合であったとしても、信託法上は、更迭の手續として共同受託の一受託者の地位を承継することはできないと考えられる。しかしながら、信託契約にあらかじめ受託者更迭の手續が規定されている場合や受益者、委託者及び他の共同受託者全員の承諾があれば、承継は可能であると考えられる。

2. 譲渡会社の債権者保護

(1) 営業譲渡対象の固有勘定の債権者への対応

一般の会社の営業譲渡の場合には、譲渡会社は譲渡後も引続きその債務につき弁済の責任を負うが、銀行の場合には、前述した銀行法35条の適用を受けることになる。この規定は、営業譲渡は、合併と同様の経済的効果を有することから、債権者の保護に重点をおくこととし、併せて法律関係を早期に確定するための簡便手續を提供するため、銀行に対し、公告や知れている債権者に対する各別の催告を求めたものであり、また、異議を述べなかつた債権者は、営業譲渡を承認したものとみなすことにより、営業譲渡後は、譲受銀行のみが当該債務についての弁済の責任を負うことになるという、商法上の営業譲渡概念を超えた免責的債務引受の効果を与えた規定であるといわれている⁽¹²⁾。つまり、譲渡銀行の債権者は、公告及び各別の催告に対し、異議の申述を行わない限り、当然にその債権が譲受銀行に移り、譲渡銀行にはその債権を請求できないことになる。

この場合、催告すべき債権者の範囲は、金銭債務だけではなく役務の提供債務や保証債務等あらゆる種類の債権の債権者にまで及ぶのであろうか。また、公告と、知れている債権者に対する催告を行いさえすれば、すべての債権者の承諾は不要との解釈が可能であろうか。さらに、異議を述べることができる債権者の範囲は限定されているのであろうか。

これらの点を検討するにあたって、一般の会社の合併における債権者

保護手続についての議論の中で、関係の深い問題が取り上げられているので紹介した後、私見を述べたい。

合併の場合、異議を述べることができる債権者は、知れたる債権者の範囲と大体同様であるとされており、大審院時代の判例⁽¹⁴⁾には、「その債権者の有する債権が金銭債権の如く数額の知れたるものなることは之を要するものに非らず」として非金銭債権も催告を要する債権の中に入れているが、近時の学説では、「非金銭債権の債権者には原則として異議申述の催告を要しないが、例外として、債務を直ちに弁済することが性質上可能な場合及びすでに対価として金銭が支払われている場合の債権者については催告を要するというのが有力説」であり、「債権者が異議を述べた場合に会社のとるべき措置は、弁済または担保の提供もしくは財産の信託であるから、直ちに弁済することが債務の性質上不可能であり、しかも債務不履行の場合に負担すべき損害賠償の額の予測が困難なため、相当の担保または相当の財産の信託とはどの程度のものであるかの判断の具体的基準を見出すことができない債務についてまで、債務者に対する催告を要求することは不可能である。」ことがその理由とされている⁽¹⁵⁾。

したがって、この考え方をとれば、銀行における営業譲渡の場合においても、銀行法35条で用意された3つの措置により保護できないような性質の債権については、催告は不要であり、かつ、当該債権者は異議を述べることができないと考えられる。しかしながら、一般の会社の場合であれば、営業譲渡の対象となる債務について、個々の債権者の承諾が必要であるにもかかわらず、銀行の場合には、その債権の性質により、個別の催告を受けることもなく、かつ、異議を述べることもできない債権者がいるのは、明らかに不合理である。したがって、これらの非金銭債権の債権者は、そもそも、銀行法35条の債権者の射程外のものと考え、個々の承諾が必要であると考えべきであろう。

なお、銀行法35条では、預金者と保護預りの契約者等に対しては、催告を省略できる旨が規定されているが、これらの債権者は、異議申述の公告に対し、異議を述べるのであろうか。

銀行の営業譲渡は、監督官庁の認可事項であり、銀行業務にかかる預金者及び保護預かり契約者等には、監督官庁の監督が行き届いており、かつ、預金については、預金保険制度も整備されていることから、催告を省略するとともに異議の申述が制限されているとの考え方もあるであろうが、銀行法35条は、免責的債務引受についての個々の債権者の承諾に替えて、公告の手続を行うのであるから、異議を述べることができると考えるべきであろう。

(2) 営業譲渡対象の信託の債権者への対応

営業譲渡対象の信託の債権者に対しては、信託法52条3項で、「信託事務ノ処理ニ付生シタル債権ハ信託財産ノ限度ニ於テ新受託者ニ対シテモ亦之ヲ行フコトヲ得」と規定されているが、この規定によれば、前受託者は更迭後も依然として無限責任を負い続けることになるため、本考察の前提としている営業譲渡を行うためには、免責的債務引受についての個々の債権者の承諾が必要となる。しかしながら、銀行法35条により、債権者への公告及び知れている債権者への催告の手続をとることでこれらの承諾に替えることができると考えられる。

なお、催告すべき債権者の範囲と異議を述べることができる債権者の範囲は、営業譲渡対象の固有勘定の債権者と同様である。

(3) 営業譲渡の対象とならない固有勘定の債権者への対応

営業譲渡の対象とならない固有勘定の債権者に対しても、銀行法35条が適用され、債権者への公告及び知れている債権者への催告の手続が必要である。この場合については、催告すべき債権者の範囲と異議を述べることのできる債権者の範囲は、どうなのであろうか。また、同条では、預金者及び保護預り契約者等については、催告が省略できる旨が規定されているが、これらの債権者は、異議を述べるのであろうか。

営業譲渡の対象とならない固有勘定の債権者については、営業譲渡対象の固有勘定の債権者とは違い、一般の会社であれば何ら保護手続がな

いことから、債務を直ちに弁済することが性質上可能な場合及びすでに対価として金銭が支払われている場合を除く非金銭債権の債権者に対しては、監督官庁の監督と預金保険制度のある預金者等とともに、催告を行う必要がなく、かつ、当該債権者は、異議を述べることができないものと考えられる。

(4) 営業譲渡の対象とならない信託の受益者への対応

営業譲渡の対象とならない信託の受益者については、信託の受益者も一種の債権者であるため、銀行法35条により、知れている債権者たる受益者への催告の手続が必要である。

同法では、預金者と保護預り契約者等について、催告手続を省略することが認められている。これは、定型的契約に基づく多数の債権者に個別に催告をすることは繁雑であり、かつ、預金取引等については、監督官庁の監督等が行き届き、かつ、預金保険の対象でもあることから、手続の簡便化を認めたものであると考えられる。

したがって、信託においても、これを類推適用し、定型的契約⁽¹⁶⁾の金銭信託の受益者（定型的契約で、かつ、元本補填が付された金銭信託の受益者との考え方もあり得る）については、催告を省略することができるかと解釈できるのではないかと。

また、兼営法6条で、合併の際に、金銭信託の受益者については、その受益者に対する催告手続が省略できる旨が規定されていることとの権衡から考えると、定型的契約や元本補填契約の有無に関わらず、金銭信託についてはすべて催告手続の省略が認められるとの解釈も可能ではないかと。

さらに、後述するが、土地信託や有価証券の管理信託のように役務の提供に近い性質の債務とももの返還債務を有する信託の受益者については、信託財産に個性がある場合が多いこともあり、異議が述べられた場合でも、銀行法35条で用意された3つの保護措置では保護されないことから、これらの信託の受益者についても、催告手続は不要であると考えられる。

なお、上記のように、催告手続を省略することができる信託の受益者は、異議を述べることができないと考えられる。

(5) 営業譲渡の対象とならない信託の債権者への対応

営業譲渡の対象とならない信託の債権者については、営業譲渡の対象とならない固有勘定の債権者と同様である。

3. 譲受会社の債権者保護

譲受会社の信託の受益者、信託の債権者及び固有勘定の債権者への対応については、譲渡会社の営業譲渡の対象とならない信託の受益者、債権者及び固有勘定の債権者へのそれぞれの対応と同様である。

なお、譲渡対象の信託の受益者を除く譲渡会社と譲受会社の債権者のうち、営業譲渡により害されるおそれがない者に対しては、銀行法34条4項但書を準用している同法35条3項で、同項に定められた3つの保護措置を省略できることとなっている。

(8) 川端正次「銀行法改正と信託銀行」信託127号5頁参照。

(9) 詳細については、第6回銀行局金融年報昭和32年版190頁以下参照。

(10) 昭和34年12月18日付蔵銀第1889号大蔵省銀行局長照会、同年12月28日付民事甲第2989号民事局長回答（信託分離の場合における銀行法特例法の適用等について）

(11) 詳細については、第9回銀行局金融年報昭和35年版177頁以下、第12回銀行局金融年報昭和38年版205頁以下参照。

(12) 大蔵省銀行局内金融法研究会編『新銀行法の解説』86頁参照。

(13) 始関正光「金融機関の合併手続はどう変わったか(上)」金融法務事情第1494号12頁では、「銀行の営業譲渡等の場合の異議申出手続は、異議を述べなかつた債権者は営業譲渡等を承認したものとみなすこと（銀行法34条3項）により、営業譲渡等の後は、譲り受けた銀行等のみが当該債務についての弁済の責任を負うことになるようにするという、商法にない特別の手続」であることが述べられている。また、松下淳一「金融機関の破綻時における預金債権の取扱い(下)」金融法務事情第1420号24、26

頁，西垣剛・永原憲章・針原祥次・福間則博「銀行の営業譲渡における法的処理—実例紹介(上)」金融法務事情第1510号44頁以下参照。

- (14) 大審院昭和7年4月30日判決(民集11卷706頁)参照。
- (15) 今井宏『新版注釈会社法(1)[商法100条]』398頁以下参照。
- (16) 小山嘉昭『銀行法〔全訂〕』513頁以下では、定型的契約について「最近の銀行取引においては、多人数を相手とする定型的契約の債権者として、給与振込契約者や、公共料金等の口座振替契約者などの債権者が存在している。その数は膨大なものとなっている。これらの契約者はいずれも預金口座を有する上での取引者であるので、銀行法第33条本文に規定される預金者等の概念に包含される債権者であり、銀行側はこれらの債権者に対し各別の催告を行う必要はない。」と述べられている。

Ⅲ. 合 併

1. 消滅会社の信託の承継と受益者の保護

株式会社の合併では、商法94条3号を準用した同法404条1号で、合併は会社の解散事由であると規定されており、また、信託法42条で、受託者たる法人の解散が任務の終了事由とされているため、信託法49条1項または3項による新受託者の選任手続が必要となるが、信託兼営銀行の場合については、兼営法7条1項が適用され、存続会社が消滅会社の信託に関する権利義務をすべて承継することになるため、受託者更迭の手続は不要である。

一方で、信託兼営銀行は株式会社であるため、商法412条が適用される。同条1項では、会社は、合併の承認決議の日から二週間以内に、債権者に対して合併について異議があれば一ヶ月以上の期間内に異議を述べるべき旨を官報で公告し、かつ、知れたる債権者には個別に催告することが必要であるが、定款に定めた時事に関する事項を記載した日刊新聞紙にも公告した場合には、催告については省略できることが規定されている。また、同条2項では、債権者が期間内に異議を述べない場合には、合併を承諾したものとみなし、異議を述べた場合には、弁済をするか、または、相当の担保を提供するか、あるいは、当該債権者に弁済を受けさせる目的で相当の財産を信託しなければならないが、債権者を害

するおそれがない場合については当該手続は不要であることが規定されている。

さらに、兼営法6条において、合併を決議した場合には、商法100条1項の規定その他の政令により定められた規定により為すべき催告について、金銭信託の受益者については不要であることが規定されている。ただし、兼営法6条における商法100条1項は、平成9年の商法改正前までは、株式会社の合併の際に準用されていたが、改正後は、株式会社だけに適用される412条が制定されたため、準用されなくなり、現在は、合名会社だけに適用される規定になっている。したがって、(改正時に、株式会社の合併の規定である412条1項に変更すべきであったものと思われる。)株式会社である信託兼営銀行同士の合併については、兼営法6条は、当然には適用されないが、適用されないとすると、平成9年の商法改正前に金銭信託の受益者については催告の省略が認められていたものが、改正後は一転して省略が認められなくなること、合名会社に省略が認められて、株式会社に省略が認められないこと、いずれも不合理であることから、同条を類推適用することにより、金銭信託の受益者については、催告を省略することは可能であると考えられる。

兼営法の手続に戻ると、合併に異議を述べた受益者は、兼営法7条2項で信託業法16条2項が準用され、信託法49条1項により、裁判所に新受託者の選任を受けることができる旨が定められている。また、同条3項により、信託契約を変更して受託者の選任方法を規定することにより、新受託者の選任を受けることも可能であるが、信託契約の変更には、受益者の同意が必要となるため、受益者の異議の申述があった段階では、この方法をとることは困難となる。

ところで、異議の申述があった場合における商法上の3つの措置と兼営法で準用されている信託法上の新受託者の選任手続との関係はどうなるのであろうか。

単純に特別法と一般法の優劣で考えると、信託法を準用した兼営法が商法に優先して適用されるため、そもそも商法の措置は不要であるとの考え方となる。

また、兼営法7条2項は、受託者の更迭手続を規定したものであり、商法412条は債権者保護のための手続を規定したものであるため、基本的には、両方の規定はそれぞれ別々に適用され、双方の規定で矛盾が生じた場合のみ兼営法が優先適用されるとの考え方もある。

また、受益者保護の観点から受益者の選択に委ねられるという考え方もあるのではないか。

信託業法16条の制定過程を見てみると、大正9年9月の信託業法案概説⁽¹⁷⁾(未定稿)において、現在の1項にあたる部分だけが規定案として取上げられていた段階で、以下の考え方が記載されている。

それは、「合併ノ場合ニ商法第78条第2項ノ規定ニ依リ異議アリヤ否ヤノ催告ヲ為スヘキ債権者トハ信託ニ付テハ受益者ヲ云フト解ス 受益者カ合併ニ付異議ヲ述ヘタルトキハ商法第79条第2項ノ規定ニ依レハ会社ハ之ニ弁済ヲ為シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルニ非ラサレハ合併ヲ為スコト得ス然ルニ信託ニ依ル受益ニ付テハ弁済ヲ為シ又ハ相当ノ担保ヲ供スルハ事実上大ニ困難ナルヘク為メニ合併ノ実行上少ナカラサル支障ヲ来スニ至ルヘシ而シテ之ニ反シテ為シタル合併モ全然無効ナルニハ非ラサルモ其ノ債権者ニ対抗スルコトヲ得サルニ至リ(商法第79条3項)消滅会社ハ未タ消滅セサリシモノトシテ受託者ノ任務ヲ行ハサルヘカラスクテハ受益者ノ為不利少カラサルヘク又信託ノ本旨ニ反スルニ至ルヘキヲ以テ此ノ場合ニ於テハ信託法ノ原則ニ基キ任務終了スルモノト為シ信託法第50条ノ規定ニ依リ新受託者ヲ選任スルニ至ラシムルヲ可トスヘキカ」とされており、その結果、現在の第2項が制定されたものと考えられる。

つまり、兼営法7条2項は、商法の債権者保護手続を債権者の一種である受益者に適用するにあたって、信託は、信認を基礎とし、かつ、一般の債権の性質とは趣を異にしているために、異議の申述があった場合には、商法で用意している保護措置では救済されないと考えられたため、信託法の原則に戻り、受託者の任務を終了させ新受託者の選任手続をとることで受益者を救済しようとしたのが、制定時の考えであったもの⁽¹⁸⁾と思われる。

制定当時の考え方をそのまま、踏襲した場合、受益者が異議を述べた場合には、信託の性質にかかわらず、預金類似のものや商法412条で用意された保護措置で救済できるものまで含めて、全ての信託に新受託者の選任手続をとらなければならなくなり、まさに、不合理な状況となる。

この制定の経緯と、貸付信託に代表されるように預金に類似し、集団性のある信託が大きな比重を占め、かつ、多様化が進んでいる現在の信託兼営銀行の信託の受託状況とを考え併せて、現在の商法上の異議の催告及び債権者保護のための3つの措置と兼営法で準用された信託法上の新受託者との選任手続との関係について、次のとおりに整理し、解釈できないだろうか。

まず、受益者に対する催告については、商法上の債権者保護規定に基づくものであり、信託法上のものではない。したがって、信託の性質により、商法412条で用意された保護措置をとることが可能な場合、つまり、金銭信託等の金銭債権に近い性質の信託の受益者については、商法412条が適用され、その中で、元本補填契約の付されたものについては、預金と同様、監督官庁の監督が行き届いており、かつ、預金保険の対象とされていることから、催告を省略できるとともに、異議の申述もできない。また、土地信託や有価証券の管理信託のように役務の提供に近い性質の債務とももの返還債務を有する信託の受益者については、商法412条の保護措置では保護されないため、兼営法7条2項が適用される。

以上のように、金融情勢、金融商品の変化等により、一般法たる商法に対し、特別法たる兼営法を適用することが不合理な状況となっている場合において、商法に戻ってその定めに従うことは、兼営法の制定の趣旨にも適うものであると考えられる。

なお、これらの考え方の如何にかかわらず、平成9年の商法改正により、異議の公告を官報の他に定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合には、そのすべてを省略することが認められるようになったため、その方法をとれば、すべての信託の受益者に対

し、催告は不要となる。

次に、集団性のある信託の受益者の一人が合併に異議を述べた場合は、どうなるのであろうか。前述の信託業法16条の制定過程では、「受益者数人アル場合ニ於テ其ノ一人ノミカ異議ヲ述ヘタルトキモ其ノ信託全部ニ付キ異議アルモノト解スヘキヤ性質上之ヲ肯定ニ解スルノ外ナカルヘシ」との議論がなされている。しかしながら、当時は、現在の貸付信託や投資信託のような集団性のある信託については想定されていなかったものと考えられる。現在は、一つの信託で数十万人の受益者を有する場合があります、一人の受益者の異議が信託全部にまでその効力が及ぶと解する場合には、極めて不合理であり、かつ、実務上対応は不可能である。また、これらの集団性のある信託については、金銭信託であり、受益者の一人一人に異議申述に対する商法上の保護措置を講じることが可能であるため、信託全部にまでその効力を及ぼす必要がない。したがって、一人の異議は信託全部には及ばないと考えるべきである。

さらに、商法上の保護措置を受けることができない性質の信託の受益者において、異議の申述をすべきか否かについては、集団性のある信託の権利行使の問題として、受益者間で決定すべきものであり、受益者間での決定方法については、現行法下では、全員一致が原則となるのではないかと考えられる。

2. 消滅会社の債権者保護

消滅会社の信託の債権者及び固有勘定の債権者に対しては、商法412条1項が適用され、公告及び知れている債権者への催告手続が必要となるが、預金者及び保護預かりの契約者等については、銀行法33条により催告が不要となる。また、商法412条2項の保護措置をとることができない債権者に対しても、催告を省略することが可能であり、かつ、これらの債権者は、異議を述べることができないと考えられる。

なお、前述したように、定款に定めた時事に関する事項を記載した日刊新聞紙にも公告した場合には、同条1項により、催告についてはすべて省略できる。

3. 存続会社の債権者保護

(1) 信託の受益者への対応

存続会社の信託の受益者に対しては、兼営法7条2項は適用されるのであろうか。兼営法7条2項で準用される信託業法16条2項では、「信託会社ノ合併ニ付異議ヲ述ヘタル受益者アルトキハ其ノ信託ニ付テハ信託法第42条及第49条第1項第3項ノ規定ヲ準用ス」と定められており、存続会社の受益者は、当然、適用されるように考えられる。

しかしながら、兼営法7条1項は、そもそも、信託法では、消滅会社が解散により受託者の任務が終了し、新受託者の選任手続に入るところ、信託兼営銀行については、固有財産と同様、信託に関する権利義務を包括的に存続会社に承継できることを特別に定めたものであるため、同条に記載された受益者には、存続会社の受益者は除かれると考えられる。

したがって、金銭信託等の受益者については、商法412条の保護措置を受けることができるが、土地信託や有価証券の管理信託等の受益者は、商法412条と兼営法7条2項のいずれの救済措置も受けることができないと考えられる。

(2) 信託の債権者及び固有勘定の債権者への対応

存続会社の信託の債権者及び固有勘定の債権者に対しては、消滅会社の信託の債権者及び固有勘定の債権者への対応と同様である。

なお、消滅会社と存続会社の債権者のうち、合併により害されるおそれがない者に対しては、商法100条3項を準用した同法412条2項により、同条同項に定められた3つの保護措置を省略できることとなっている。

(17) 山田昭『日本立法資料全集2 信託法・信託業法』590頁以下参照。

(18) 王金海『信託業法論』124頁以下、細矢祐治『本邦信託論』550頁以下参照。

IV. 信託の併合

1. 営業譲渡及び合併による信託の併合

信託業務の営業譲渡または受託者の合併が行われた場合に、実務上大きな問題となるのは、信託の併合の問題である。信託の併合については、信託法上規定がないため不明な部分が多く、また、定義も定まっていないが、基本的には、分別管理されていた複数のファンド、つまり、複数の信託財産を一つにまとめることであると考えられる。信託契約に信託の併合についての定めがある場合（信託の併合ができるように信託契約を変更することを含む）、または、信託の受託者、委託者及び受益者の合意がある場合については、信託の併合が可能であると考えられる。つまり、信託法28条の分別管理義務は、信託勘定間では任意規定であると解されているため、契約自由の原則により併合は可能であると考えられるのである。⁽¹⁹⁾

なお、併合する信託に責任財産限定特約が付された債権がある場合には、当該債権者の承諾も必要となると考えられる。

2. 類型別による信託の併合手続

営業譲渡や合併時における信託の併合の実務上の手続について、信託の類型別に想定すると、以下のとおりとなる。

①それぞれ一人の委託者兼受益者が一つの信託契約を締結し、信託財産を単独運用していたものが、二つの信託契約と二つの信託財産になった場合（特定金銭信託、ファンドトラスト等）

この場合は、受託者と委託者兼受益者が一対一となるため、受託者と委託者兼受益者との間で複数の信託契約を一本の契約と一つの信託財産に併合する旨の信託併合契約を締結すること、または、受託者が、委託者兼受益者の承諾を受けることにより、併合することができると考えられる。

②一人の委託者が複数の受託者との間で共同受託による一つの信託契約を締結し、それぞれの受託者が信託財産を単独運用して他益の受益者が

多数いたものが、一つの信託契約のまま、信託財産が二つになった場合（共同受託の適格年金信託等）

この場合については、そもそも、共同受託により信託契約が一つであり、一つの信託財産が物理的に複数の受託者に分離して運用されていたに過ぎないと考えれば、特段の手續は不要であると考えられる。しかしながら、信託財産が物理的に分離していることをもって信託財産が複数ある（または法律関係が複数存在する）と考えれば、信託契約の変更、または、委託者と受益者の承諾が必要であると考えられる。この場合、委託者については、信託の契約当事者であるだけでなく、現在の適格年金信託のような確定給付型の年金信託の場合、継続的に資金の拠出を行っていることから、承諾は必要であると考えられる。また、受益者の承諾については、信託管理人が選任されている場合については、信託管理人は、信託法8条2項で、「受益者ノ為自己ノ名ヲ以テ信託ニ関スル裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス権限ヲ有ス」と規定されていることから、信託管理人の承諾により、これに替えることができると考えられる。

③一つの定型的信託約款に基づき多数の委託者兼受益者が信託契約を締結し、信託財産を合同で運用していたものが、二つの信託約款と二つの合同運用の信託財産になった場合（貸付信託、合同運用指定金銭信託等）

定型的約款により信託契約を締結している場合については、営業譲渡の場合と同様に、定型的約款の変更の手續により、併合は可能であると考えられる。具体的方法については、予定配当率（予想配当率を含むが、以下「予定配当率」という。）を採用している信託のところで述べることとする。

3. 信託の併合に際しての受益権の割当

受益者が複数の場合においては、受益者間の公平性を保つために、併合するそれぞれの信託財産を公正に評価し、併合する1単位あたりの信託元本に対する信託財産の比率を算出したうえで、何らかの形で受益権

に反映させることが必要であると考えられる。

たとえば、A信託銀行とB信託銀行が合併し、a信託とb信託を併合する場合、a信託の信託元本の1000円あたりの評価額を1045円、b信託の信託元本の1000円あたりの評価額を1100円とすると、評価額の比率は、0.95対1となるが、このままの状態で併合した場合、b信託の受益者はa信託の受益者と比較して損失を受けることになる。したがって、単純にabの受益者間の公平性を考える場合については、併合に際し、a信託の受益者に、950円のb受益権を割り当てる方法、または、b信託の受益者にa受益権の1053円を割り当てる方法が考えられる。

しかしながら、この方法は、時価評価が容易であり、基準価格制度をとっている実績配当型の信託については理論上は公平であると考えられるが、予定配当率を採用している合同運用指定金銭信託や貸付信託には、実務上困難であり、かつ、理論上も公平とはならない。

4. 予定配当率を採用している信託の併合

予定配当率を採用している信託では、ab両方の信託の併合前の予定配当率を同一とした場合、単純に1単位あたりの信託元本に対する信託財産の評価額により受益権の割当てを決定すると、当然のことながら、a信託の受益者は、b信託の受益者の95%の配当、つまり、a信託で当初明示した予定配当率の95%しか受取ることができなくなる。さらに、a信託の受益権の額面が、b信託の受益権の95%となるため、信託の償還金額も当然、95%となる。また、逆に、a信託の受益権をそのままにして、b信託の受益者に対して、a信託の受益権を割り当てる場合には、当初明示した予定配当率の105.3%の配当と、105.3%の償還金額を支払わなければならなくなり、いずれも、不合理な状況となる。

予定配当率を採用している信託を購入する顧客は、預金と同様、当初の預入れ信託元本金額と予定配当の支払を受けることが一番の関心事であるため、その併合にあたっては、次のような考え方をとることができないだろうか。

予定配当率を採用している信託では、信託報酬率の下限と上限が信託

約款に定められており、その期において実際に採用される信託報酬率については、予定配当と信託報酬の合計がその期の収益になるように決定されるという仕組みが信託約款上明記されている。つまり、予定配当は、あらかじめ、受託者が運用財産の状況や市場動向等を勘案して決定するものであるが、信託報酬に一定の範囲を持たせることにより、配当の安定性を確保しているのである。

予定配当率を採用している信託については、決算時において、併合するそれぞれの信託の実現利益と含み損益の合計が、予定配当と下限信託報酬の合計以上で、かつ、予定配当と上限信託報酬の合計以下であれば、両方の信託とも、信託約款の規定により配当は常に予定配当となるため、受益権の割当ての比率を一対一にしても、おおよそ、公平性が確保できるのではないだろうか。⁽²⁰⁾（なお、貸付信託で特別留保金の積立状況に差がある場合は、考慮に入れる必要があるであろう。）ただし、この場合でも、計量的には、完全に公平であるとは言えないため、このようにある一定の計量的な基準のクリアに加えて、委託者及び受益者の承諾（信託契約に明記されている場合も含む）を受けることができれば、併合は可能であると考えられる。また、その場合、反対者がいる場合には、信託の解除権や受益権の買取請求権を与えるなどの救済措置が必要であると考ええる。

すなわち、予定配当率を採用している信託は、現在、定型的約款を使用しているが、合同指定金銭信託の場合、兼営法5条ノ3（貸付信託の場合は貸付信託法5条、6条）に基づき、併合する信託のそれぞれの約款を信託の併合が可能ないように変更、たとえば、「受託者は必要に応じ信託目的を同じくする他の合同運用の信託と併合することができる。」というような文言を条項に追加し、監督官庁の認可を受けたうえで、約款変更にも異議のある委託者または受益者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を当該約款の変更内容及び併合についての具体的内容とともに公告すれば、同条2項により、委託者及び受益者が異議を述べなかった場合には、当該約款変更を承諾したものとみなすこととされており、また、信託約款で、異議の申述があった場合には、解除ができることが規

定されているので、これらの対応を行った場合には、併合は可能であると考えるのである。⁽²¹⁾

- (19) 信託の併合ができる要件については、理論上はどのような信託の間でも可能であると考えられるが、本考察は、合併と営業譲渡を前提にしているので、その意味からは、受託者が同一であることがその要件となる。ただし、税務上の問題等を考慮し、契約の同一性を保つということを前提にすれば、信託目的が同一または類似していることがその要件となると思われる。
- (20) 信託を併合する場合、ある程度の公平性を確保することが必要であるが、併合により、併合する信託がそれぞれメリットを享受できることも重要である。本件の場合、運用財産が増加し、運用の効率化とリスクの分散化および信託の管理、運営上のコストの削減が図られることから、双方の信託にプラスに働くと考えられる。
- (21) 信託の併合の前提として、経理基準が統一されている必要があり、また、ディスクロージャーを充実させる必要があると考えられ、その方法としては、会社の合併のように、併合の日の一定の期間前から、併合の日の一定の期間後まで、変更後の約款、信託財産残高表、収支状況表等を本支店に備え置くこと等が考えられる。

V. 提 言

1. 立法的解決の必要性

前述したように信託兼営銀行が営業譲渡を行う場合、銀行業務については、銀行法にその手続が規定化されているが、信託業務については、信託業法及び兼営法に何らの規定もなく、信託法による受託者更迭の手続をとらざるを得ない状況である。また、合併の手続においても、兼営法において、若干の規定があるものの、商法の債権者保護規定と兼営法で準用されている信託法の更迭規定との関係が不明確であり、十分な調整が図られているとは言い難い状況である。

信託兼営銀行を当事者とする営業譲渡や合併における信託の承継にお

いては、関係当事者が多く、多大な体力と時間を要するとともに、権利関係が複雑になるため、前述したように、既の実施された営業譲渡の事例では、銀行法等特例法における定型的契約の変更手続等を駆使すること等により、手続の簡略化が図られてきたが、現在の法令に基づく限り、依然、複雑な考え方や手続をとらなければならない。したがって、迅速に営業譲渡や合併の手続が求められている現在においては、何らかの立法的な解決が必要ではないかと思われる。

信託法、または、商法等の私法の改正により、抜本的な解決を図る方法も考えられるが、信託兼営銀行の営業譲渡と合併は、銀行法上の認可事項であり、かつ、銀行業務については、銀行法にその手続が規定されている一方で、信託業務の営業譲渡や合併による手続が未整備、未調整であることから、現時点においては、兼営法の改正により解決を図ることが最も適切ではないかと考える。

監督官庁が信託兼営銀行の営業譲渡と合併を認可する制度が存続することを前提として、兼営法の改正等についての提言を行いたい。

2. 信託業務の営業譲渡手続

営業譲渡については、一般の会社では、譲渡対象の財産は個々の承継手続が必要であるが、銀行業務においては、前述したように法律関係の早期確定と債権者保護のため、銀行法上34条または35条により、公告と知れている債権者への催告を行うことだけで、一定期間経過後は営業譲渡が承認されたものとみなし、異議を述べた債権者については、一定の保護措置をとることで救済を図っている。

現在の信託兼営銀行における信託業務の営業譲渡についても、銀行業務同様、受益者の保護とともに法律関係の早期確定が必要であることから、公告と知れている受益者への催告を行うことだけで、一定期間経過後は営業譲渡が承認されたものとみなし、受益者保護措置については、異議を述べた受益者に解除権を与えること、または、受託者が当該受益権を買取ることで、救済を図ることとしてはどうであろうか。

すなわち、兼営法に、「信託業務を営む金融機関が、信託業務の全部

もしくは一部を営業譲渡または営業譲受けするときは、譲渡する信託業務を営む金融機関または信託会社は、当該営業譲渡についての株主総会等での決議の日から二週間以内に、当該決議の要旨と当該営業譲渡について異議のある営業譲渡対象の信託の受益者は一定の期間内（一月以上）に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、知れている営業譲渡対象の信託の受益者には、定型的契約の金銭信託の受益者を除き、各別にこれを催告しなければならない。但し、この場合においては、信託法43条、49条及び55条について適用しない。」旨と、「受益者がその期間内に異議を述べなかったときは、当該受益者は、営業譲渡を承認したものとみなし、異議を述べた受益者があるときは、信託契約を解除することができる。信託契約の解除については、受託者は、営業譲渡がなかったならば有したであろう公正な価格で当該受益権を買取ることで、これに替えることができる。」旨を規定してはどうであろうか。

また、この規定を制定した場合、その適用を受けるのは、営業譲渡の対象となる信託の受益者だけであり、これを除く譲渡会社の債権者及び譲受会社の債権者は、銀行法34条、35条の適用を受ける。したがって、譲渡会社の譲渡の対象とならない信託の受益者と譲受会社の信託の受益者については、依然、同法に規定された催告を要すべき債権者となる。前述したように、本考察においては、銀行法34条、35条の類推適用により、定型的契約の金銭信託の受益者（定型的契約で、かつ、元本補填が付された金銭信託の受益者との考え方もあり得る）については、催告を省略することができる、さらには、兼営法6条の合併の際に金銭信託の受益者については、催告を省略することが認められていることとの権衡から考えて、すべての金銭信託の受益者について催告を省略することができる、との解釈を行ってきたが、銀行法34条、35条では、預金者等「その他政令で定める債権者」について催告の省略を認めていることから、明確化を期すために、「金銭信託の受益者」を「その他政令で定める債権者」とすべく政令を改正することはできないだろうか。

3. 合併における信託の受益者の保護手続

信託兼営銀行の合併においては、兼営法に手続が規定されているが、商法の合併における債権者保護の手続との関係が不明確であること、また、受益者の保護手続も現在の状況に適用が困難になってきていることから、兼営法6条⁽²⁵⁾と7条2項⁽²⁶⁾を削除し、「信託業務を営む金融機関と金融機関または信託会社が合併の決議を為した場合においては、商法412条2項で準用する同法100条3項については、信託の受益者には適用しない。」旨と、また、「商法412条1項の期間内に異議を述べた受益者があるときは、信託契約を解除することができる。信託契約の解除については、受託者は、合併がなかったならば有したであろう公正な価格で当該受益権を買取することで、これに替えることができる⁽²⁷⁾。但し、合併によりその受益者を害する虞がないときには、この限りではない。」旨を追加してはどうであろうか。

4. 信託契約変更の手続

信託の併合の際に述べたように、合同運用指定金銭信託や貸付信託の約款の変更の際に、委託者または受益者から異議が述べられた場合には、当該信託を解除できる旨が信託約款に規定されているが、受益者が多数の場合の信託において、信託契約の変更⁽²⁸⁾に反対する受益者がいるときに、当該受益者に解除権、または、変更がなかったならば有したであろう公正な価格での受益権の買取請求権を与えるような規定を信託法におくことはできないだろうか。

(22) 委託者は、信託の設定者に過ぎなく、設定後は、実質的な利害関係を有するのは受益者であり、また、解除権を行使する際の権利関係の複雑化を避けるために受益者のみに解除権または受益権の買取請求権を与えた。公益信託や特別障害者扶養信託等、受益者が不特定な場合や意思表示ができない虞がある場合についても、信託管理人や後見人制度を活用することにより機能させることができると思われる。

(23) 合併の際には、現行の兼営法6条で「金銭信託の受益者」については、

信託兼営銀行の営業譲渡及び合併に関する一考察

催告の省略が認められているが、本項の場合は、受託者の更迭に替える手続であることから、より限定的に考える必要があること、また、現行の兼営法5条ノ3等による定型的約款の変更の手続を集団性のある信託の受託者更迭の手続に利用していること、さらには、銀行法34条、35条との関係から、「定型的契約の金銭信託の受益者」とした。

- (24) 受益者の保護の方法としては、信託法に戻って、新受託者の選任についての規定を置くことも考えられるが、実務上、異議の申述があった場合に、新受託者を見つけることは困難である。また、銀行法と同様に、異議を述べた受益者に対して、弁済（信託の場合は、解約、または、受託者による受益権の買取）の他に、相当の担保を提供すること、または、相当の財産を信託することも考えられるが、営業譲渡について異議の申述をすることは、すなわち、新受託者に信託することを拒絶することであることから、債権としての保護を図るよりも、解約、または、当該受益権の買取請求により、当該信託から脱退する権利を認めるのが妥当であると考えられる。
- (25) 兼営法6条については、平成9年の商法改正により、412条において、株式会社の合併の際に、異議の公告を官報の他に定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合には、すべての催告を省略することができるようになったが、現在の信託兼営銀行は、銀行法によりすべてが株式会社であり、かつ、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙を定款に定めていることから、実質的には不要な規定であると考えられる。
- (26) 兼営法7条2項については、本考察においては、土地信託や有価証券の管理信託のように役務の提供に近い性質とももの返還債務を有する信託の受益者についてのみ適用されるとの解釈を行ってきたが、実務上、異議の申述があった場合においては、新受託者を見つけることは困難であると考えられる。
- (27) 受益者の保護の方法としては、信託の性質ごとに分類し、商法の保護措置が適用可能なものは商法412条の保護措置で、それ以外は現行の兼営法7条2項で新受託者の選任を行うことも考えられるが、信託の性質により保護措置を変えることは、問題を複雑化することになりかねず、すべての信託の受益者にとって、解約、または、当該受益権の買取請求により、当該信託から脱退する権利を与えることが、最も合理的な救済方法ではないか。
- (28) 軽微なものまで含め、すべての「信託契約の変更」の場合にこの規定を

適用すべきかどうかは、さらに検討が必要である。

VI. おわりに

以上、信託兼営銀行の営業譲渡と合併に関して、受益者と債権者の保護や信託の併合を中心に述べてきたが、本稿では問題点が整理されたとは言い難い状況である。現在、会社の分割法制について検討がなされているが、信託兼営銀行が会社の分割を利用する場合においても、同様の議論がなされるものと思われる。本稿が、今後の議論の端緒となれば幸いである。

(中央信託銀行業務部業務管理室長)